VOCALOID6製品エンドユーザー使用許諾契約書

このエンドユーザー使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、本製品（以下に定義します）に関してエンドユーザー（以下「ユーザー」といいます）とヤマハ株式会社（以下「当社」といいます）との間で締結される契約内容を定めるものです。

ユーザーは、本契約の定めを遵守して、本製品を使用するものとします。

ユーザーは、本製品を使用した時点で、本契約のすべての条項に同意したとみなされ、法的に拘束されます。

ただし、本製品に関連するアップグレード版や修正版に対して、本契約書ではなく別の契約書が添付されている場合には、当該契約書に本契約を優先させる旨の記載の無い限り、当該契約書が本契約に優先します。

なお、本契約は、本製品の取扱いと、ユーザーが生成した合成音声（以下に定義します）について定めるものであり、本製品に付されるキャラクター（以下「キャラクター」といいます）の使用について定めるものではありません。キャラクターの使用については、本契約とは別に定められている、それぞれのキャラクターの使用許諾契約（またはガイドライン）等に従ってください。

ご使用いただく前に、以下の本契約の内容を必ずお読み下さい。

第1条（定義）

本契約において使用する用語の意味は、以下の各号で定義されるものとします。

（1）「ユーザー」とは、本契約において、個人または法人のいずれかであるかを問わず、本製品を正規に購入した方及び当社の運営するウェブサイトより入手した方をいいます。
（2）「本製品」とは 「VOCALOID6製品」（VOCALOID6 Editor、VOCALOID6 Editor Lite、体験版VOCALOID6 Editor、付属ボイスバンク、体験版付属ボイスバンク）のそれぞれであって、関連するアップグレード版や修正版、更新データファイル等を含みます。なお、「VOCALOID」「ボーカロイド」「VOCALO」「ボカロ」「VOCALO CHANGER」は当社の商標です。商標の使用については、本契約とは別に定める「VOCALOID™」関連名称/商標/ロゴに関する使用規約等に従ってください。
（3）「合成音声」とは、本製品を使用することによって生成される、あらゆるオーディオ出力をいいます。なお、本製品に含まない他のボイスバンクを使用したものを除きます。

（4） 本製品の使用とは、本製品の全部または一部がコンピューターまたはデバイスの一時的なメモリに読み込まれていること、または永続的なメモリにインストールされていることをいいます。

（5）「キャラクター」とは、本製品に描かれた絵画の著作物等によって、その外観等の特徴を表現されている抽象的概念をいいます。

（6）「シリアルコード」とは、ユーザーによる、インターネットを介して、本製品の使用を可能にするため、製品毎に設定および本製品に付随して付与される認証用コードをいいます。

第2条（使用許諾）

１．当社は、ユーザーに対し、本契約を遵守することを条件として、本製品を使用する非独占的、譲渡不能、且つサブライセンス権の無い権利を許諾します。

２．ユーザーは、本製品を一台のコンピューターに限り、使用することができます。

第3条（合成音声の使用）

ユーザーは、本製品を使用することによって生成した合成音声を、商用または非商用を問わず利用することができます。ただし、当社の商標、本製品のタイトル、その他これらに類する表示（以下「契約表示」といいます）が記載されている製品に合成音声を搭載し、これらの製品を、演奏、販売、配信等に商業的に利用する場合は、事前に当社までお問い合わせください。なお、使用形態によっては、ライセンス料を含め、追加の使用許諾契約をさせていただく場合があります。

第4条（禁止事項）

本製品または合成音声の使用にあたり、以下の各号の行為は禁止されています。ただし、著作権法その他の法令で認められている範囲については、この限りではありません。

（1）ユーザーが公序良俗に反する歌詞を含む合成音声を、公開または配布すること。

（2）本製品の歌手（声優）本人に限らず、第三者の名誉・声望等の人格権、その他権利を侵害する合成音声を、公開または配布すること。

（3）本製品の全部または一部を、ユーザーまたは第三者のソフトウェアのコンポーネントとして使用し配布すること。

（4）本製品を、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、その他読解可能な形式に変換する手段を用いて解析すること。

（5）本製品の全部または一部を、複製（ディスクに収録されている形式、他製品用・再販売用にフォーマットを変換した形式、ミキシング、フィルタリング、リシンセサイズした形式、第三者が入手可能な形式その他形式の如何を問わない）、公衆送信（公開掲示板や FTP サイト、WEB サイト、ストレージサイト、P2P ネットワーク上等で送信可能な状態にすること、インターネット上で第三者へ電子的に転送や配信すること、不特定多数のユーザーがアクセス

可能なネットワーク・コンピューター／サンプラー上に格納すること、その他公衆送信すること)、譲渡、再販売、貸与、頒布、改変、または翻案等の行為をすること。

（６）本製品を操作可能な状態で放置すること。

（７）本製品に記載されているコピーライト表記を、削除、変更、または不明確にすること。

（８）レコーディング・スタジオやレンタル会社等のサービスの一環として、クライアントのために本製品を使用し、またはクライアントに本製品を提供し、もしくは使用させること。なお、学校教育に関連する使用は除きます。

（９）シリアルコードを第三者に開示・使用させ、又は、貸与、譲渡、売買、担保提供等すること。

（１０）本製品および本製品が参照するボイスバンクに類似またはそれらを模倣したソフトウェア製品やサービスの開発等に、本製品または合成音声を使用（機械学習または人工知能(AI)システムの学習素材として使用することを含むが、これらに限定されない)すること。

（１１）本契約に違反すること。

第５条（本製品の権利および譲渡禁止）

１．本製品に係る著作権その他の知的財産権は、当社に帰属し、又は、第三者から正当なライセンスを得たものであり、著作権法その他の知的財産権法によって保護されています。

２．本契約により、当社に帰属している権利の全部または一部が、ユーザーに移転するものではありません。また、本契約による使用許諾は、ユーザー本人に与えられるものであり、ユーザーは、本契約上の地位または本契約に基づく許諾もしくは義務を第三者に譲渡することはできません。

第６条（限定保証）

１．当社は、本製品、合成音声、その他当社が提供するあらゆるコンテンツや情報について、如何なる目的に対しても、その適合性を保証するものではありません。本製品は、現状有姿のまま提供されるものであり、当社は、第三者の権利の非侵害性、品質、性能、商品性、特定の目的に対する適合性について、明示的にも黙示的にも一切保証いたしません。

２．本製品の、使用または動作に起因する損害の責任は、全てユーザー自身が負うものとします。当社は、本製品またはそれらの付属文書の使用によってユーザーが被る可能性のある動作や結果について、一切保証いたしません。

３．本条項の規定は、制定法、慣習法、慣習、取引の慣習、取引の過程、およびその他によって黙示的に定義されている全ての保証、条件、条項、約束、責任に代わるものであり、法が許す最大限の範囲内において、それら全ては本契約上において除外されるものとします。

第７条（責任の制限）

１．当社（本条では、当社のサプライヤー、ディーラー、販売店、および代理店を含みます)、

および当社の従業員は、当社に帰責事由がない限り、以下の各号に関する責任を一切負いません。
（１）ユーザーによる本製品もしくは合成音声の利用、または公開もしくは配布に起因して生じた如何なるクレーム、訴訟および損害（通常損害、特別損害、直接的損害、派生的・間接的・付随的・偶発的損害、逸失利益、その他あらゆる種類の損害を含みます。当社がこのような損害が起こる可能性を知り得たかどうかに関わりません）を賠償する責任
（２）第三者からの権利侵害、損害賠償その他の請求または申立てに関する責任
（３）ユーザーの過失、盗難その他原因を問わずシリアルコードを紛失したことによるユーザーの損害
２．万一、当社、または当社の従業員が、当社の責めに帰すべき事由によりユーザーに対して何らかの損害賠償責任を負う場合であっても、当該損害賠償責任の範囲は、原因の如何を問わず、当社に軽過失がある場合、本製品の購入代金相当額を上限とします。

第８条（プライバシーポリシー）
ユーザーは、当社のプライバシーポリシー（ https://www.yamaha.com/ja/cookies_policy/ ）に同意するものとします。なお、Cookieを無効化したい場合は、VOCALOID6のEditorで設定することができます。

第９条（契約終了）
１．本契約は、以下の各号の一に該当した場合、自動的に終了します。
（１）ユーザーが、本契約の条項に違反した場合
この場合、当社は、当該ユーザーに対し損害賠償請求その他の法的措置を講じることを、妨げられません。
（２）当社が、いかなる時点でも、ユーザーへ本契約を終了する旨の告知をした場合
（３）ユーザーが、いかなる時点でも、自らが所持する本製品およびその複製物の全てを破棄、抹消およびアンインストールした場合
２．本契約が終了した場合、ユーザーは、自己の保有する本製品およびその複製物の全てを破棄しなければなりません。
３．本契約が終了した場合でも、本契約中の第３条から第１０条の効力は有効に存続するものとします。

第１０条（準拠法）
本契約書は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。本契約書に強行法規と抵触する規定がある場合には、当該規定は当該部分に限って無効となり、当該規定は強行法規に合致する範囲内で当該規定に最も近い内容に修正されるものとします。

第１１条（管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とします。

第１２条（契約の変更）

当社は、本契約の内容を変更できるものとします。変更後の契約の効力は、当社がユーザーに変更の事実と変更箇所を通知しまたはウェブサイト上で変更の事実と変更箇所を告知し、それに対してユーザーが同意、または本製品を使用したときから、発生するものとします。